



七項の規定による国の貸付けについては、第六条の規定による改正前の婦人相談所に関する政令（以下「旧婦人相談所政令」という。）附則第二項から第六項までの規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧婦人相談所政令附則第二項中「法附則第八項」とあるのは、「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十五号。以下「一部改正法」という。）附則第八項」によりなおその効力を有するものとされた一部改正法第五条の規定による改正前の売春防止法（以下「旧売春防止法」という。）附則第八項」と旧婦人相談所政令附則第三項中「法附則第六項及び第七項」とあるのは、「旧売春防止法附則第六項及び第七項」と、旧婦人相談所政令附則第六項及び第七項」とあるのは、「一部改正法附則第八項」とあるのは、「一部改正法附則第八項」とあるものは、「一部改正法附則第八項」とあるものとされた旧売春防止法附則第十二項」とする。

### 附 則

（平成一八年一一月二二日政令第

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

### 附 則

（平成二十五年一二月二六日政令第

三五八号）抄

この政令は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

### 附 則

（平成二七年三月三一日政令第一

二八号）抄

（施行期日）  
（処分、申請等に関する経過措置）

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

第四条 附則第二条第一項及び前条第一項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされている承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの政令による改正

2 附則第二条第二項及び前条第二項に定めるものほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により国又は都道府県の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これをこの政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

### 附 則

（平成二九年九月一日政令第二三

号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

### 附 則

（令和五年三月二九日政令第八五

号）  
（施行期日）  
1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。  
（婦人相談所に関する政令の廃止）

2 婦人相談所に関する政令（昭和三十二年政令第五十六号）は、廃止する。